

警報発令時における学校の対応について

- 1 午前6時30分の時点で、串本町または各自が居住している市町村に暴風、大雨、洪水、津波の各警報、若しくは特別警報（以下警報等）が発令されている場合は自宅待機とする。
- 2 登校途中に上記警報が発令された場合、安全を確保しつつ帰宅する。
- 3 午前10時の時点で、
 - ①串本町の警報等が解除されていない場合、臨時休校とする。
 - ②串本町の警報等が解除された場合、午後からの授業を行う。ただし各自が居住している市町村に警報が発令中の場合は、引き続き自宅待機とする。
- 4 上記警報が発令されていない場合でも、通学路等の状況が危険な場合や交通機関の不通等で登校が不可能な場合は、学校に連絡の上、自宅待機すること。
- 5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合、原則1週間は休校とする。
- 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されている場合、生徒は後発地震に十分警戒しつつ、安全を確保しながら登校する。
- 7 津波や地震に関する警報等が発令された場合、市役所又は町村役場による避難勧告・指示等に従い、安全確保に努めること。（家庭では必ず家族の避難場所を確認しておくこと）
- 8 臨時休校等の措置を行った場合は、後日、振替授業を行う。
- 9 考査期間における警報等への対応について
 - ①午前6時30分に上記警報が発令されている場合は、以降解除されても臨時休校とする。
 - ②臨時休校で実施できなかった考査は、考査最終日の翌授業日に実施する。
 - ③警報等の影響で受験できなかった生徒の考査については別途対応する。